

●利用時間

月曜日から金曜日

※祝日・年末年始除く

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

●利用できる方

障害福祉サービス利用のために、越前市からサービス等利用計画案等の提出を求められた方。

●利用方法

初回は、事前に電話にて日時を確認のうえお越しください

●利用料

・基本相談 無料

・計画相談 利用者負担はありません。

※事業所側には、越前市からサービス利用料金に相当する給付費が支払われます

●その他

・相談支援専門員が対応します

・秘密は厳守します

個人情報の取り扱いについて

正当な理由がない限り、利用者に対するサービス提供で知り得た利用者またはその家族の情報を漏らしません。

利用者の個人の情報を用いる場合は、事前に利用者またはその家族の同意を得てから、情報の取り扱いをします。



社会福祉法人

越前市社会福祉協議会

相談支援センター ゆい



〒915-0057

福井県越前市矢船町 8-12-1

越前市社会福祉協議会
在宅福祉部

電話 : 0778-22-8502 FAX : 0778-22-8011
<http://echizen-shakyo.or.jp>

(令和 5 年4月改訂版)

指定特定相談支援事業
第 1830800387 号
指定障害児相談支援事業
第 1870800388 号

～ サービス等利用計画
作成のご案内 ～

越前市社会福祉協議会では、相談支援センターゆいを設置し、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、特定相談支援事業を実施しています。

特定相談支援事業とは

現在の状況をふまえながら、今後の希望(生活・仕事・趣味・家族のこと等)をおうかがいしながら作る、“ご本人らしくイキイキとした生活を送るための総合計画”です。

作成後には定期的に見直しをします。

適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、作成します。



【事業内容】

・計画相談

障がい者(児)が、障害福祉サービスを利用する際に、障害者総合支援法(児童福祉法)に基づく「サービス等利用計画(障害児支援利用計画)」を作成し、一定期間ごとにモニタリング(評価・見直し)を行います。

・基本相談

各種障害福祉サービスの利用案内以外にも日常生活で困っていることの相談など、さまざまな相談をお受けします。

【事業所体制】

1. 機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅱ)

機能強化型(継続)障害児支援利用援助費(Ⅱ)

2. 行動障害支援体制加算

強度行動障害支援者養成研修(実践研修)等を修了した常勤の相談支援専門員を配置しています。

3. 精神障害者支援体制加算

精神障害関係従事者養成研修等を修了した常勤の相談支援専門員を配置しています。

4. 要医療児者支援体制加算

医療的ケア児コーディネーター養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を配置しています。

5. 主任相談支援専門員配置加算

主任相談支援専門員研修を終了した常勤の相談支援専門員を配置しています。



サービス等利用計画作成の流れ

相談受付

越前市役所社会福祉課に申請後、電話で予約をしてください

面接、契約

書面での契約を行います
生活の状況や今後の希望などをおうかがいします

計画案作成

面談での内容を踏まえ、相談しながら計画を作ります

支給決定

越前市から「障害福祉サービス受給者証」が届きます

サービス調整 会議の開催

ご本人とサービス担当者が集まって話し合いを行います

サービス等 利用計画交付

話し合いの結果に基づき、サービス等利用計画を作ります

利用開始

サービス利用後も利用状況を確認(モニタリング)し、計画を見直していきます